

広域化に関する国の支援策は？

「消防広域化推進本部」の設置

消防庁長官を本部長とする「消防広域化推進本部」を設置し、地域における消防の広域化を推進します。

相談体制の整備・アドバイザーの派遣

消防広域化にあたっての様々な課題への対応策などについて、個別具体的な相談に応じます。また、都道府県及び市町村などからの依頼に応じて、「消防広域化推進アドバイザー」を派遣します。

総合的な財政支援措置

平成19年度から「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政支援を行います。

広報及び普及啓発

消防広域化の必要性やメリットについて、消防関係者や地域住民など、多くの方々に理解していただくために、「消防広域化シンポジウム」を開催します。また、消防広域化の趣旨などを広く理解していただくために、パンフレットなどを作成し広報に努めます。



総務省消防庁 消防広域化推進本部
TEL 03-5253-7522 FAX 03-5253-7532
URL <http://www.fdma.go.jp>
Eメール keibou@ml.soumu.go.jp



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

平成19年5月発行
発行 総務省消防庁 消防広域化推進本部
制作 株式会社文化工房

市町村の消防の広域化

強くなる地域の消防力



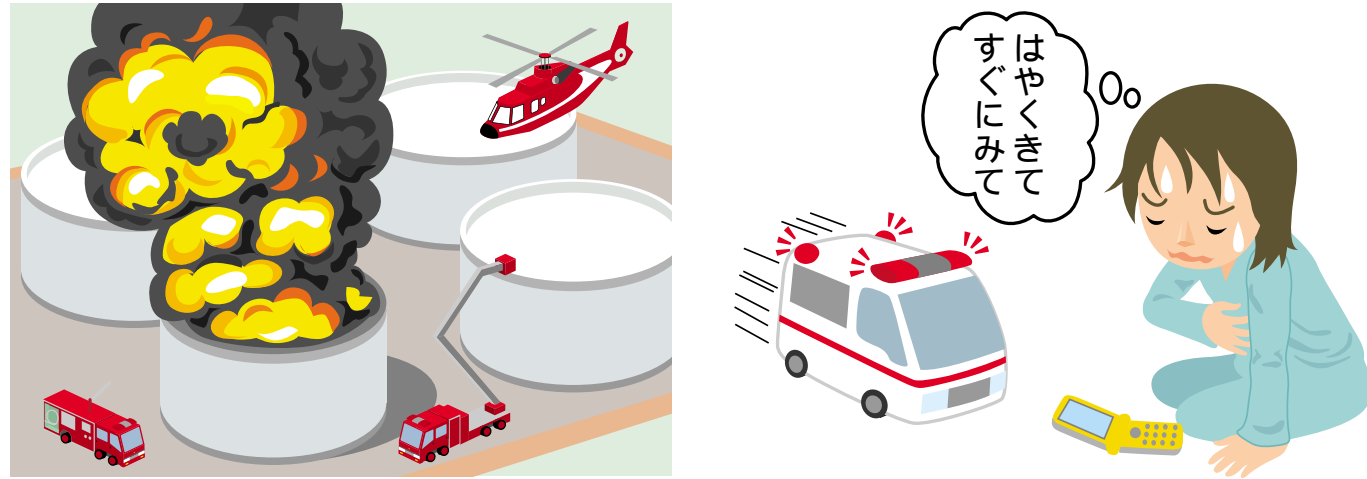
消防は火災・地震などの災害から住民の生命・財産を守り、私たちの暮らす地域の安心安全のために大切な役割を果たしています。しかし近年、大きな地震・事故やテロリズムへの不安が高まり、消防がより大きく強力な体制のもとで活躍するニーズが高まっています。昨年6月に消防組織法が改正され、消防を広域化する枠組みが新たに作られました。広域化によって日本の消防はどのように変わのでしょうか？

総務省消防庁

いま、なぜ消防の広域化なの？

消防を取り巻く環境の変化

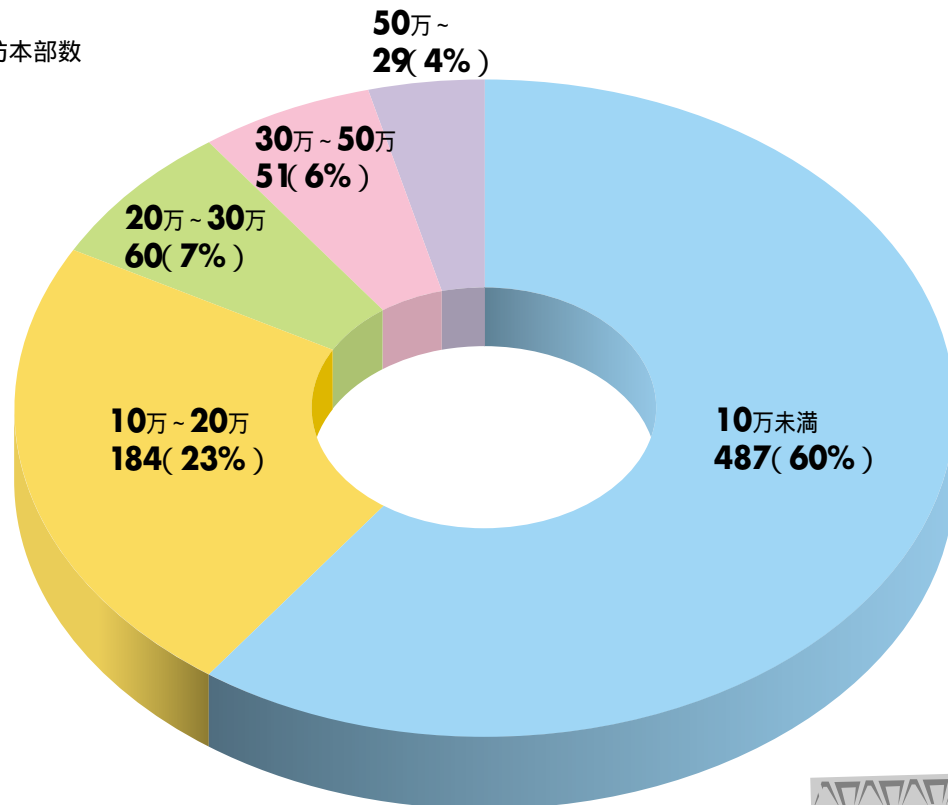
災害の大規模化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。消防はこの変化に的確に対応し、住民の生命・財産を守る責務を果たしていく必要があります。



消防本部の現状

それぞれの消防本部が管轄する人口を見てみましょう。管轄人口が10万人に達しない小規模な消防本部は全体の60%に及びます。

管轄人口規模別消防本部数
(H18.4.1現在)



広域化の目指す方向は？

広域化の趣旨

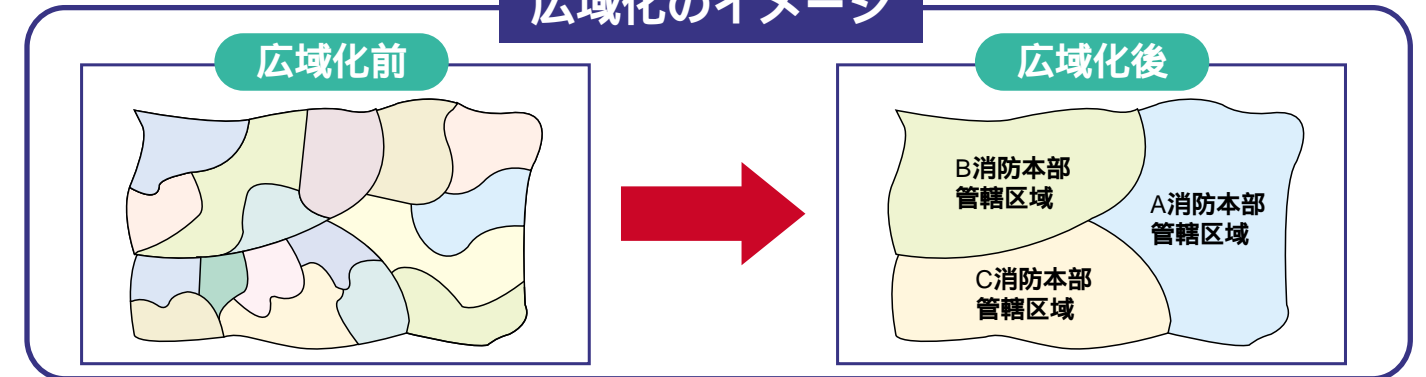
小規模消防本部の課題

小規模消防本部は出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。これを克服するには、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効です。

消防の広域化

消防の広域化は、消防の体制の整備及び充実を図るために行うものであり、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことがあってはなりません。総務部門や通信指令部門の効率化によって生み出された人員を、災害対応要員の増員や、救急・予防・火災原因調査等の要員に専任化することなどにより、消防体制の充実強化を図っていく必要があります。また、各地域においてきめ細やかな活動を行う消防団については、従来どおり各市町村ごとに設置し、広域化の対象となりません。

広域化のイメージ



目標となる規模

消防本部の規模は、一般的には大きいほど火災などの災害へ対応する能力が強化され、また組織の管理や財政上の観点からも望ましいものです。これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模などから考えると管轄する人口については、おおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当です。ただし、面積や地理的条件などの地域事情を考慮する必要があります。

管轄人口の観点からはおおむね
30万人以上
の規模が一つの目標

規模が大きければなるほど、メリットも大きくなります！

An illustration of two red fire trucks.

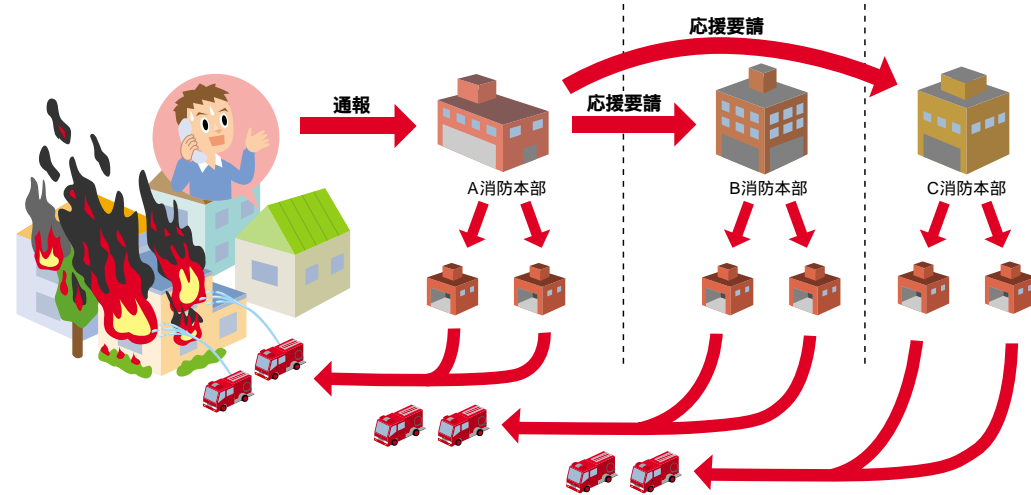
消防の広域化によって期待できるメリットは？

① 住民サービスの向上

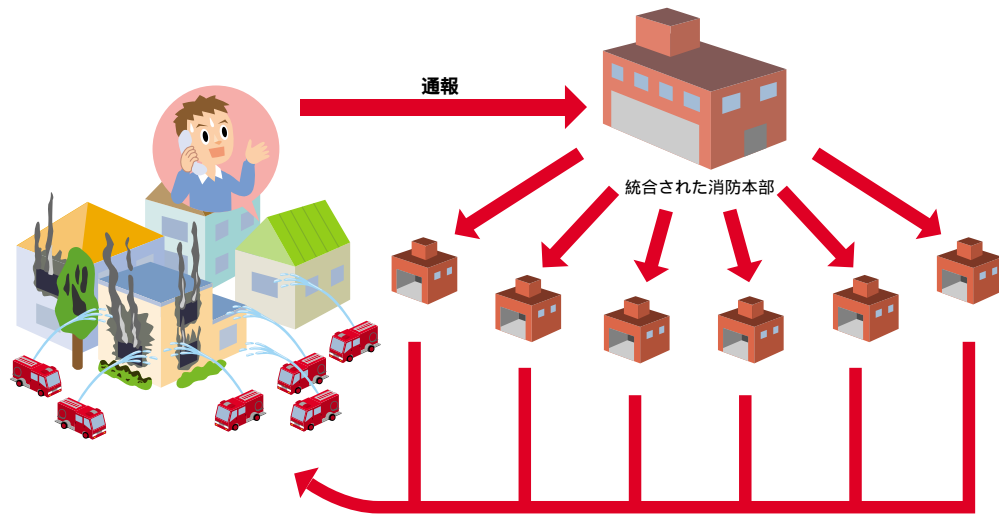
消防活動にとりかかる体制を強化できます

ある地域で火災が発生した場合、119番通報を受けた消防本部がまず消火活動を行います。火災の規模が大きければ周辺地域の消防本部に応援を要請しますが、出動には遅れが生じてしまいます。しかし、消防本部が統合され、広い地域をカバーしていれば、最初の通報の段階から、必要な規模の出動を早く行うことができます。

統合前



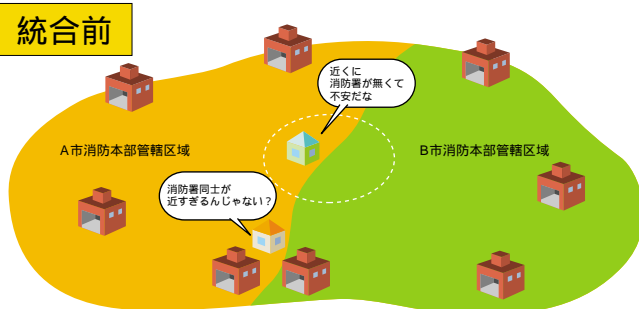
統合後



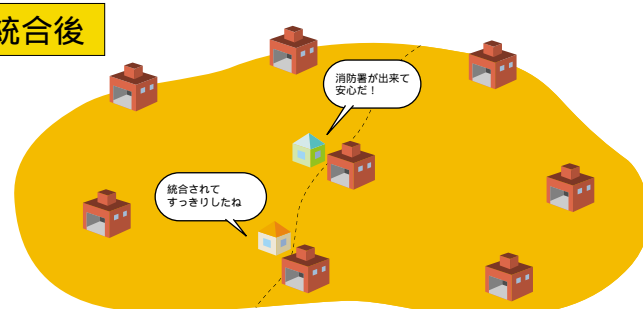
消防署の配置や管轄区域の適正化で到着時間を短縮できます

どこに消防署を設置するかは、それぞれの地域の消防本部が決めます。ですから、隣接する地域の消防本部が境界線をはさんで近い距離に消防署を設置してしまうケースがあります。またその一方で、消防署までの距離がとてもしばしば発生してしまいます。消防本部を統合すれば、広い地域にバランスよく消防署を配置できます。

統合前



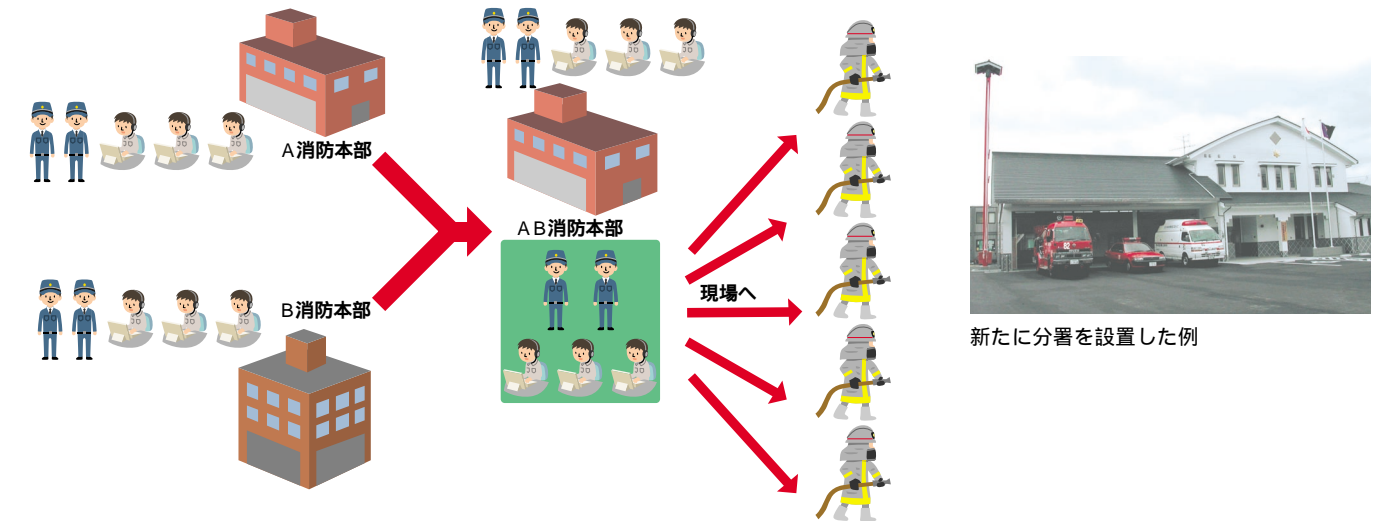
統合後



② 人員配備の効率化と充実

現場で活動する消防隊員を増強できます

消防本部には、災害現場で消防活動を実際に行う仕事の他に、事務的な仕事や119番通報を受けて指令をする仕事などがあります。広域化により複数の消防本部を統合すれば、これらの仕事が効率化されるため、事務職員や指令員であった職員を、消防隊員として現場で活動させることができます。



新たに分署を設置した例

救急や予防のレベルを上げ、専門性を高められます

小規模な消防本部では、職員数が少ないために、救急救命や火災原因の調査、立入検査といった専門的な人材を育成したり、確保したりすることがとても難しいのが現状です。広域化により消防本部が大きくなって、職員数が増えれば、こういった救急や火災の予防のための専門スタッフを置くことが可能になります。



③ 消防体制の基盤の強化

より高いレベルの設備を計画的に整備できます

小規模な消防本部は、予算も大きくありません。単独では、はしご車や救助工作車などの高度な車両、そして119番通報に素早く対応するための高機能の指令システムを導入することは困難です。消防本部を統合すれば、本部全体としての予算規模は大きくなり、こういったより高いレベルの設備を整備できるようになります。

組織の活性化や職員の能力の向上ができます

広域化により、消防本部全体の職員数が増加するため、人事ローテーションの設定が容易となる他、高度な研修への派遣などが可能となり、組織の活性化や職員の能力の向上が図られます。



最新の指令システムを配備した例



消防広域化に関するよくある質問

Q&A



Q1

消防が広域化されると、職員が減らされ、消防署が統廃合されてしまうのでは？

A1

消防署及び出張所については、消防庁長官が定める消防力の整備指針に基づき市街地の人口規模に応じて設置されているため、消防の広域化を行ったとしても、市街地が変化しない限り、署所数は基本的には減少しません。

今回の消防の広域化の推進の目的は、今ある人的、物的資源をより有効に活用し、市町村の消防防災体制の一層の強化を目指すものであり、各市町村においては、引き続き消防体制の充実強化が必要です。

Q2

管轄人口30万人以上の消防本部を置く市町村は、広域化を検討しなくても良いのでしょうか？

A2

消防庁長官が定める基本指針では、消防本部の規模は大きいほど望ましいとした上で、管轄人口の観点からいえばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしており、30万を超えているから十分であるわけではありません。

また、管轄人口は30万を超えているものの管轄面積は小さいという消防本部も都市部などにはあり、このような市町村は、管轄人口以外の点からの検討が必要です。さらに、広域化でスケールメリットを生み出すことが可能な場合や、小規模消防本部の置かれている市町村が周辺にある場合も、検討が必要です。

Q3

管轄面積の広い消防本部同士では広域化のメリットはないのでは？

A3

管轄区域の見直しなどによる到着時間の短縮や、広域化による組織体制の効率化・財政基盤の強化などの様々なスケールメリットなどが期待できることから、管轄面積の広い消防本部についても広域化の検討を進めていく必要があります。

Q4

規模の異なる消防本部が広域化した場合、消防力を同一水準にする必要があるのでしょうか？

A4

大規模消防本部と小規模消防本部とで広域化を行う場合、広域化によって消防力をすべて同一水準にしなければならないと考える必要はありません。例えば、市街地以外の地域では少人数の駐在所や出張所を置くなど、地域の実情に応じた消防力の整備を行うことも可能です。

広域化実現のスケジュールは？

国と都道府県、市町村が一丸となり広域化を推進

すでに、消防庁長官が広域化に関する「基本指針」を定め、具体的な取組が始まっています。都道府県は、広域化を推進すべき市町村を対象に「消防広域化推進計画」を策定します。対象となった市町村は、消防の広域化を行う場合、広域での消防の円滑な運営を確保するための計画を作成することとなります。この運営計画では、消防本部の位置と名称、そして関係機関の相互連携の確保等が盛り込まれます。

平成18年6月14日

「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行



平成18年7月12日

消防庁長官による「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示

平成19年度中

都道府県による「消防広域化推進計画」の策定



協議機関の設置等、関係者のコンセンサスの形成
市町村の意見の聴取
知事による市町村相互間の調整及び情報提供 等

平成20年度～

広域化対象市町村による「広域消防運営計画」の作成



広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
消防本部の位置及び名称の決定
市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保 等

平成24年度末(都道府県の推進計画策定後5年度以内)

消防の広域化の実現

消防の広域化に向けて

着々と進行中です！

